

資料編

- 資料1 印西市環境基本条例
- 資料2 印西市民憲章
- 資料3 印西市環境審議会委員・印西市環境推進市民会議委員・
印西市環境推進事業者会議委員
- 資料4 第3次印西市環境基本計画の検討経過
- 資料5 諮問・答申
- 資料6 環境指標の点検手法
- 資料7 環境基準
- 資料8 温室効果ガス排出量の算定方法
- 資料9 用語解説



印西市環境基本条例

平成 11 年 3 月 19 日条例第 2 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
- 第 2 章 環境の保全に関する基本的施策等（第 8 条—第 20 条）
- 第 3 章 地球環境保全の推進（第 21 条）
- 第 4 章 環境の保全の推進体制等（第 22 条・第 23 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- （3）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。

- 3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(施策等の公表)

第7条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策等

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、印西市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ印西市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全に十分配慮しなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次の各号に掲げる必要な規制の措置を講ずるものとする。

(1) 公害を防止するために必要な規制の措置

(2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する協定の締結)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第12条 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を執るよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があるときは、適正な助成措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷の低減に努めるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、市民の理解のもとに、その措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第13条 市は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備その他環境の保全に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第 15 条 市は、環境の保全についての施策に市民の意見を反映させるため、環境の保全についての施策のあり方等について市民から提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する学習の推進)

第 16 条 市は、市民及び事業者が環境の保全への理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第 17 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 18 条 市は、市民に対して環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第 19 条 市は、環境の状況の把握又は今後の環境の変化の予測に関する調査その他環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の実施)

第 20 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制を整備するとともにその実施に努めるものとする。

第 3 章 地球環境保全の推進

第 21 条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第 4 章 環境の保全の推進体制等

(環境の保全の推進体制の整備)

第 22 条 市は、事業者及び市民との協力により、環境の保全を推進するための体制を整備するものとする。

(県等との協力)

第 23 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、県その他の行政機関と協力して、その推進を図るものとする。

附 則

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

印西市民憲章

(平成 22 年 9 月 11 日制定)

わたくしたちの印西は、
ゆうゆうと流れる利根川、
水鳥飛び交う印旛沼、手賀沼に囲まれ、
緑豊かな田園と新旧の街並みが織り成す
調和のとれた美しいまちです。
わたくしたちは、先人の築いた歴史と伝統を受け継ぎながら、
輝かしい未来に向かって、
一人ひとりが主役となる元気なまちをつくるためにこの憲章を定めます。

平成 22 年 3 月 23 日に、印西市、印旛村、本埜村が合併し、新「印西市」が誕生しました。合併により新たに誕生した印西市は、北に雄大な利根川、東に印旛沼、西に手賀沼を有し、水に恵まれるとともに緑あふれる田園が広がっています。また、歴史に育まれた街並みと千葉ニュータウンの都市機能が調和した新たな魅力を持つまちです。

私たちは、先人の築いた歴史と伝統を受け継ぎ、それらを後世に伝えていかなければなりません。これから未来に向かって、市民一人ひとりがまちづくりの主役となり、誰もがふるさとと呼べる元気なまちをつくるためにこの憲章を定めるものです。

1 美しいふるさとに誇りを持ち、環境にやさしいまちをつくります。

本市は豊かな自然を有しています。私たちは、この自然あふれる美しいふるさとに誇りを持ち、これからも自然を保護、保全していかなければなりません。また、自然環境に対する負荷の軽減等を図ることは、地球規模で人に課せられた責務であり、市民一人ひとりが環境にやさしいまちを目指すものです。

1 互いに助け合い、お年寄りや子どもを大切にし、安全で安心なまちをつくります。

私たちは、人間尊重の心を忘れずに、社会のために尽くされてきたお年寄りに感謝するとともに、将来を担う子どもたちに夢と希望を与え、元気に育つよう願うものです。お互いが社会の一員として、助け合い協力し合い、連帯感を持ちながら地域が一つになって、安全な生活環境を整え、誰もが安心して暮らせるまちを目指すものです。

1 とともに学び、教養を高め、文化の薫り高いまちをつくります。

私たちが毎日充実した生活を営むためには、古くからの伝統や慣習を受け継ぎながら、生涯にわたって学び合うことが大切です。心豊かな人生を送るために、さまざまな文化に触れ、教養を高め、文化の薫り高いまちを目指すものです。

1 スポーツに親しみ、健康で明るいまちをつくります。

私たちが生活をしていくためには、心身ともに健康であることが大切です。スポーツを楽しんだり、一人ひとりが継続できる健康法を身につけ、健康で明るいまちを目指すものです。

1 働くことを喜びとし、進んで地域に参加する、活力のあるまちをつくります。

私たちの生活において大切なことは、健康で働きながら、豊かでゆとりある地域社会を形成することです。私たち一人ひとりが働くことに喜びを感じ、地域経済の活性化を進めるとともに、進んで地域に参加し、市民活動の輪を広げることで、活力あふれる豊かなまちを目指すものです。

資料3 印西市環境審議会委員・印西市環境推進市民会議・印西市環境推進事業者会議委員

■ 印西市環境審議会委員

氏名	所属団体	在任期間
◎ 岩井 誠	学識経験者	令和元年10月1日～令和5年9月30日
阿部 純	〃	令和元年10月1日～令和3年9月30日
鈴木 康雄	〃	令和元年10月1日～令和5年9月30日
丹澤 正直	〃	令和元年10月1日～令和5年9月30日
石川 昭彦	印西市立平賀小学校	令和元年10月1日～令和3年3月30日
片倉 恵美子	印西市女性の会	令和元年10月1日～令和3年9月30日
山本 和弘	印西市商工会	令和元年10月1日～令和3年9月30日
押田 正雄	公募市民	令和元年10月1日～令和3年9月30日
富澤 利明	印西市町内会自治会連合会	令和2年7月6日～令和5年9月30日
湯浅 正人	印旛地域振興事務所地域環境保全課	令和2年7月6日～令和5年9月30日
小川 勉	印西市立平賀小学校	令和3年4月1日～令和5年9月30日
薄井 学	印西市商工会	令和3年10月1日～令和5年9月30日
岩井 とし子	印西市女性の会	令和3年10月1日～令和5年9月30日
山崎 幸雄	印西市農業委員会	令和3年10月1日～令和5年9月30日

◎：会長（敬称略）

■ 印西市環境推進市民会議委員

氏名	所属団体	在任期間
◎ 岩井 邦夫	公募市民	令和3年5月1日～令和5年4月30日
川井 正幸	〃	令和3年5月1日～令和5年4月30日
小山 尚子	〃	令和3年5月1日～令和5年4月30日
白川 卓生	〃	令和3年5月1日～令和5年4月30日
関根 正明	〃	令和3年5月1日～令和5年4月30日
橋本 千代子	〃	令和3年5月1日～令和5年4月30日
平林 光子	〃	令和3年5月1日～令和5年4月30日
福井 章夫	〃	令和3年5月1日～令和5年4月30日
村形 彰治	〃	令和3年5月1日～令和5年4月30日
山崎 久恵	〃	令和3年5月1日～令和5年4月30日
山田 敏文	〃	令和3年5月1日～令和5年4月30日
吉村 仁	〃	令和3年5月1日～令和5年4月30日
渡辺 統之	〃	令和3年5月1日～令和5年4月30日

◎：会長（敬称略）

■ 印西市環境推進事業者会議委員

氏名	所属団体	在任期間
朝倉 みどり	松崎工業団地協議会	令和2年8月3日～令和4年8月2日
乾 真一郎	イオンモール株式会社 イオンモール千葉ニュータウン	令和3年3月21日～令和4年8月2日
川村 英雄	印西市商工会	令和2年8月3日～令和4年8月2日
三輪 隆	株式会社竹中工務店 技術研究所	令和2年8月3日～令和4年8月2日

資料4 第3次印西市環境基本計画の検討経過

■ 計画策定の経緯

令和2年度		
令和2年4月 ～令和3年5月	既存資料調査、自然環境調査	
令和2年 8月～9月	環境意識調査（市民・事業者アンケート）	市民2,000名 回答数899（回収率45.0%） 事業者200社 回答数98（回収率49.0%）
8月27日	環境審議会・環境推進会議（合同勉強会）	計画策定について など
令和3年 2月1日	第4回 環境審議会	印西市の環境の変化と現状について
2月19日	第3回 環境推進市民会議・事業者会議合同会議	印西市の環境の変化と現状について
令和3年度		
令和3年 4月26日	第1回 環境基本計画策定委員会	計画の策定基本方針（案）について 計画（骨子案）について
5月10日	第1回 環境推進市民会議・事業者会議合同会議	計画の策定基本方針（案）について 計画（骨子案）について
5月12日	政策調整会議	計画の策定基本方針について
5月18日	第1回 環境審議会	第3次印西市環境基本計画について（諮問） 計画の策定基本方針について 計画（骨子案）について
7月20日	第2回 環境基本計画策定委員会	計画（素案「たたき台」）について
7月29日	第2回 環境推進市民会議・事業者会議合同会議	計画（素案「たたき台」）について
8月4日 ～8月20日 ^(注)	第2回 環境審議会	計画（素案「たたき台」）について 将来環境像（スローガン）について
9月10日 ～9月21日 ^(注)	第3回 環境推進市民会議・事業者会議合同会議	市民・事業者の環境行動指針について
9月16日	政策調整会議	計画の策定について
10月1日	第3回 環境基本計画策定委員会（勉強会）	CO ₂ ネット・ゼロ カーボンニュートラル の実現に向けて など
10月13日	第4回 環境基本計画策定委員会	計画（素案）について
10月15日	第4回 環境推進市民会議・事業者会議合同会議	計画（素案）について
10月20日	第3回 環境審議会	計画（素案）について
12月10日	議会（勉強会）へ報告	計画（案）について
12月15日 ～令和4年1月5日	第3次印西市環境基本計画（案）の市民意見公募 （パブリックコメント）	
1月21日	第5回 環境基本計画策定委員会	計画（案）について
1月21日 ～1月26日 ^(注)	第5回 環境推進市民会議・事業者会議合同会議	計画（案）について
2月3日	第4回 環境審議会	計画（案）について 答申（案）について
2月9日	第3次印西市環境基本計画に対する答申	

(注)書面開催により実施

■ 第3次印西市環境基本計画（案）のパブリックコメントの実施

【実施結果】○募集期間：令和3年12月15日（水）～令和4年1月5日（水）

○意見の提出件数：48件

資料5 諮問・答申

■ 諮問

印西環第200号
令和3年5月18日

印西市環境審議会
会長 岩井 誠 様

印西市長 板倉 正直

第3次印西市環境基本計画について（諮問）
このことについて、市の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第3次印西市環境基本計画を策定するにあたり、印西市環境審議会条例（平成元年条例第14号）第2条の規定により諮問します。

■ 答申

令和4年2月9日

印西市長 板倉 正直 様

印西市環境審議会
会長 岩井 誠

第3次印西市環境基本計画について（答申）
令和3年5月18日付け印西環第200号で諮問のありましたこのことについて、本審議会において慎重審議した結果、下記のとおり答申します。

記

第3次印西市環境基本計画（案）を妥当と判断します。
なお、将来環境像の実現のために掲げた今後の取組を進めるにあたり、次のとおり付帯意見をまとめましたので、十分留意されるよう要望いたします。

- 1 将来環境像の実現に向けては、あらゆる主体に対し環境配慮行動の実践を促し、市民・事業者・行政の三者協働による取組を推進するとともに、豊かな自然環境と快適な都市環境を併せ持つ本市の地域特性を踏まえ、「印西らしさ」を大切にしたい取組を実施すること。
- 2 本計画に掲げる各種施策及び重点的な取組並びに地球温暖化対策の推進にあたっては、国や県の動きを注視し、環境情勢の変化に柔軟に対応するとともに、関係各課との連携を強化し、市が一丸となって取組を実施すること。
- 3 環境情報の周知にあたっては、市民・事業者の環境保全活動への関心を促すとともに、次代を担う子どもたちに自然や文化・歴史を大切にすることを養うため、わかりやすい情報発信の仕組みを構築すること。
- 4 本計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルによる継続的な取組の改善に努めるとともに、毎年度作成する「印西市環境白書」を通じて、市民・事業者が取組の実施状況や目標の達成状況を広く周知すること。

資料6 環境指標の点検手法

環境指標は、以下の点検手法を用いて進行管理担当課が毎年度点検し、「印西市環境白書」を通じて点検結果を公表するとともに、各主体の取組などの見直しに反映させます。

なお、環境指標及び環境指標の点検手法については、本計画の進行管理のなかで必要に応じて見直しや追加をしていきます。

基本目標	個別目標	指標の内容	進行管理担当課	
自然環境	谷津と台地を中心とした里山の保全	里山保全活動団体数	環境保全課	
		里山保全回数	環境保全課	
		農振農用地面積	農政課	
		認定農業者及び認定新規就農者数	農政課	
		遊休農地面積	農政課	
		多面的機能支払交付金交付団体数	農政課	
	生きものの生息・生育空間の保全	在来種の生息・生育種数	環境保全課	
		外来種の生息・生育種数	環境保全課	
	暮らしと自然のつながりの確保	公園美化活動の団体数	都市整備課	
		道路美化活動の団体数	土木管理課	
		文化財指定数	生涯学習課	
	生活環境	良好な生活環境の保全	二酸化窒素（NO ₂ ）濃度	環境保全課
			浮遊粒子状物質（SPM）濃度	環境保全課
光化学スモッグ注意報発令回数			環境保全課	
亀成川の BOD 濃度			環境保全課	
神崎川の BOD 濃度			環境保全課	
師戸川の BOD 濃度			環境保全課	
印旛沼の COD 濃度			環境保全課	
手賀沼の COD 濃度			環境保全課	
地下水の水質汚濁に係る環境基準（29 項目）			環境保全課	
下水道普及率			下水道課	
下水道整備率			下水道課	
合併処理浄化槽普及率			環境保全課	
合併処理浄化槽設置基数（補助対象分累計）			環境保全課	
土壌の汚染に係る環境基準（28 項目）			環境保全課	
道路交通騒音測定値			環境保全課	

点検手法の概要	点検（測定） 範囲・場所		参照 頁
里山保全活動団体数を現状値(R2)と比較する。	市全域	—	39
里山保全回数を現状値(R2)と比較する。	市全域	—	39
農振農用地面積を現状値(R2)と比較する。	市全域	—	39
認定農業者及び認定新規就農者数を目標値と比較する。	市全域	—	39
遊休農地面積を現状値(R2)と比較する。	市全域	—	39
多面的機能支払交付金交付団体数を現状値(R2)と比較する。	市全域	—	39
令和2年度実施の自然環境調査に準拠し、実態調査を実施する。在来種の生息・生育種数を現状値(R2)と比較する。	市全域	—	41
令和2年度実施の自然環境調査に準拠し、実態調査を実施する。外来種の生息・生育種数を現状値(R2)と比較する。	市全域	—	41
公園美化活動の団体数を目標値と比較する。	市全域	—	43
道路美化活動の団体数を現状値(R2)と比較する。	市全域	—	43
文化財指定数を現状値(R2)と比較する。	市全域	—	43
1年間に実施するNO ₂ の測定値を目標値と比較する。	高花測定局	定点	46
1年間に実施するSPMの測定値を目標値と比較する。	高花測定局	定点	46
光化学スモッグ注意報発令回数を現状値(R2)と比較する。	市全域	—	46
亀成川において1年間を通じてBODを測定し、その年間75%値を目標値と比較する。	亀成橋	定点	46
神崎川において1年間を通じてBODを測定し、その年間75%値を目標値と比較する。	大正橋	定点	46
師戸川において1年間を通じてBODを測定し、その年間75%値を目標値と比較する。	草深	定点	46
印旛沼において1年間を通じてCODを測定し、その年間75%値を目標値と比較する。	印旛沼	定点	46
手賀沼において1年間を通じてCODを測定し、その年間75%値を目標値と比較する。	手賀沼	定点	46
1年間に実施する各調査地点での地下水の測定値を目標値と比較する。	—	移動	46
1行政人口に対する下水道処理区域内人口の比率(%)を目標値と比較する。	市全域	—	46
事業認可面積に対する整備面積の比率(%)を現状値(R2)と比較する。	市全域	—	46
下水道区域外人口に対する合併処理浄化槽人口の比率(%)を目標値と比較する。	市全域	—	46
合併処理浄化槽設置に対する補助件数(累計値)を目標値と比較する。	市全域	—	46
1年間に実施する各調査地点での土壌の測定値を目標値と比較する。	—	移動	46
1年間で実施した道路交通騒音測定値を目標値と比較する。	—	移動	46

基本目標	個別目標	指標の内容	進行管理担当課
生活環境	有害化学物質対策の推進	ダイオキシン類大気環境濃度	環境保全課
		印西クリーンセンターにおけるダイオキシン類測定値	クリーン推進課
		公共施設における空間放射線量達成率	環境保全課
循環型社会	不法投棄やポイ捨ての抑制・防止対策の推進	ゴミゼロ運動参加団体数	クリーン推進課
		クリーン印西推進運動参加団体数	クリーン推進課
		市民からの不法投棄通報件数	クリーン推進課
	3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進	1人1日当たりのごみ排出量	クリーン推進課
		生ごみ処理容器等購入費補助交付基数	クリーン推進課
		ごみの減量などに係る出前講座実施回数	クリーン推進課
脱炭素社会	温室効果ガスの排出抑制	市域の温室効果ガス排出量	環境保全課
		定置用リチウムイオン蓄電システム導入補助件数（補助対象分累計）	環境保全課
		ふれあいバス利用者数	交通政策課
		市内駅の1日平均乗車人員	交通政策課
	気候変動への適応	自主防災組織活動カバー率	防災課
		気候変動の適応に関する情報提供回数	環境保全課
人づくり	市の率先行動の推進	市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	環境保全課
		公共施設における再生可能エネルギー発電設備の導入施設数	環境保全課
		公用車における環境性能に優れた自動車導入数（累計）	管財課
	自ら学び行動する人づくりの推進	環境情報の提供回数	環境保全課
		環境講座・イベントなどの開催回数（市主催事業）	環境保全課
		学校図書館における環境教育に関する蔵書保有校数	指導課
	環境配慮行動の推進	環境保全活動団体数	環境保全課
		市民・事業者との協働による環境保全活動実施回数	環境保全課
		環境配慮行動指針リーフレットの配布数	環境保全課

点検手法の概要	点検（測定） 範囲・場所		参照 頁
	1年間で測定したダイオキシン類の大気環境濃度（年平均値）を目標値と比較する。	高花測定局他	
印西クリーンセンターの排気口で測定したダイオキシン類の濃度を目標値と比較する。	印西クリーンセンター	—	48
公共施設における空間放射線量率を目標値と比較する。	市全域	—	48
ゴミゼロ運動参加団体数を目標値と比較する。	市全域	—	50
クリーン印西推進運動参加団体数を現状値(R1)と比較する。	市全域	—	50
市民からの不法投棄通報件数を目標値と比較する。	市全域	—	50
「印西市一般廃棄物処理概要」による市民1人1日当たりのごみ排出量を目標値と比較する。	市全域	—	51
生ごみ処理容器等購入費補助交付基数を現状値(R2)と比較する。	市全域	—	51
ごみの減量などに係る出前講座実施回数を現状値(R1)と比較する。	市全域	—	51
市域の温室効果ガス排出量を目標値と比較する。	市全域	—	54
定置用リチウムイオン蓄電システム導入補助件数（補助対象分累計）を目標値と比較する。	市全域	—	54
ふれあいバスの年間利用者数を現状値(R1)と比較する。	市全域	—	54
市内駅の1日平均乗車人員を現状値(R1)と比較する。	市全域	—	54
自主防災組織活動カバー率を現状値(R2)と比較する。	市全域	—	55
気候変動の適応に関する情報提供回数を現状値(R2)と比較する。	市全域	—	55
市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を目標値と比較する。	市全域	—	56
公共施設における再生可能エネルギー発電設備の導入施設数を目標値と比較する。	市全域	—	56
公用車における環境性能に優れた自動車導入数（累計）を目標値と比較する。	市全域	—	56
市の広報紙への環境情報の年間提供回数を現状値(R2)と比較する。	市全域	—	58
市が主催する環境をテーマとする講座及びイベントの年間開催回数を現状値(R1)と比較する。	市全域	—	58
学校図書館における環境教育に関する蔵書保有校数を現状値(R2)と比較する。	市全域	—	58
市内で活動する環境保全関連のNPO等団体数を現状値(R2)と比較する。	市全域	—	59
市民・事業者との協働による環境保全活動実施回数を現状値(R2)と比較する。	市全域	—	59
環境配慮行動指針リーフレットの配布数を現状値(R2)と比較する。	市全域	—	59

大気関係

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
二酸化硫黄（SO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。（48.5.16 告示）
一酸化炭素（CO）	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。（48.5.8 告示）
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。（48.5.8 告示）
二酸化窒素（NO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。（53.7.11 告示）
光化学オキシダント（O _x ）	1時間値が0.06ppm以下であること。（48.5.8 告示）

（備考）

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

二酸化窒素に係る千葉県環境目標値

物質	目標値
二酸化窒素（NO ₂ ）	日平均値の年間98%値が0.04ppm

(2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4 告示）
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。（H30.11.19 告示）
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4 告示）
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。（H13.4.20 告示）

（備考）

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

(3) ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。（H11.12.27 告示）

（備考）

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

(4) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
微小粒子状物質（PM2.5）	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。（H21.9.9 告示）

（備考）

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

水質関係

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下 ^(注)
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
達成期間：直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。	
該当水域：全公共用水域	

(備考)

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(注)水質汚濁に係る環境基準の改正に伴い、「0.02mg/L 以下」となる予定（2022年4月1日施行）。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準 河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数 ^(注2)
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN /100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	-

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(注2)水質汚濁に係る環境基準の改正に伴い、大腸菌数(CFU/100mL)となる予定(2022年4月1日施行)。

(3) 生活環境の保全に関する環境基準 湖沼

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数 ^(注2)
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN /100mL以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	-

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(注2)水質汚濁に係る環境基準の改正に伴い、大腸菌数(CFU/100mL)となる予定(2022年4月1日施行)。

(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下 ^(注)
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

(備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 - 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 - 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
 - 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- (注)水質汚濁に係る環境基準の改正に伴い、「0.02mg/L 以下」となる予定 (2022 年 4 月 1 日施行)。

土壌関係

土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

（備考）

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。
- 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

騒音・振動関係

(1) 騒音の一般の環境基準

地域の類型	時間の区分	
	昼間	夜間
AA	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

(2) 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼間	夜間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

(備考)
 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）

区分	昼間	夜間
屋外	70dB 以下	65dB 以下
窓を閉めた屋内	45dB 以下	40dB 以下

(備考)
 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。

ダイオキシン

ダイオキシン類に係る環境基準

大気	水質	河川底質	土壌
年間平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	年間平均値が 1pg-TEQ/L 以下	150pg-TEQ/g 以下	1,000pg-TEQ/g 以下

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

■二酸化炭素（CO₂）排出量の算定方法

部門・分野		手法等	算定方法	出典
産業部門	製造業	カテゴリ A 都道府県別 按分法	製造業炭素排出量（千葉県）×製造品出荷額等の比（印西市/千葉県）×44÷12	・都道府県別エネルギー消費統計 ・工業統計調査
	建設業・ 鉱業		建設業・鉱業炭素排出量（千葉県）×建設業・ 鉱業従業者数の比（印西市/千葉県）×44÷12	・都道府県別エネルギー消費統計 ・国勢調査
	農林 水産業		農林水産業炭素排出量（千葉県）×の農林水産 業従業者数の比（印西市/千葉県）×44÷12	・都道府県別エネルギー消費統計 ・国勢調査
業務その他部門		カテゴリ D 事業所排出 量積上法	印西市業務部門特定事業所排出量 +（全国業務 部門排出量 - 全国業務部門特定事業所排出量） ÷（全国業務部門事業所数 - 全国業務部門特定 事業所数）×（印西市業務部門事業所数 - 印西 市業務部門特定事業所数）	・総合エネルギー統計 ・算定・報告・公表制度に よる温室効果ガス排出 量 ・国勢調査
家庭部門		カテゴリ A 都道府県別 按分法	家庭部門炭素排出量（千葉県）×世帯数の比（印 西市/千葉県）×44÷12	・都道府県別エネルギー消費統計 ・住民基本台帳
運輸 部門	自動車 （貨物・ 旅客）	カテゴリ A 全国按分法	運輸部門炭素排出量（全国）×自動車保有台数 の比（印西市/全国）×44÷12	・総合エネルギー統計 ・車種別保有台数表
	鉄道	カテゴリ B 全国事業者 別按分法	鉄道エネルギー消費量×鉄道営業キロ数の比 （印西市/全区間）×排出係数	・鉄道統計年報
廃棄物 分野	焼却 処分	印西クリー ンセンター （注）	プラ：一般廃棄物焼却処理量×（1-水分率）×ブ ラスチック組成割合×排出係数 繊維くず：一般廃棄物焼却処理量×（1-水分率） ×繊維くず割合×合成繊維割合×排 出係数	・一般廃棄物処理実態調査

（注）印西市は栄町、白井市とともに「印西地区環境整備事業組合」を構成し、ごみ処理を行っているため、対象施設での処理量のうち印西市分を按分して計算した。

■その他ガス排出量の算定方法

ガス種	分野	区分	算定方法	出典
CH ₄	農業	耕作	水田面積×水管理割合×排出係数	・作物統計
		焼却 ^{（注）}	一般廃棄物焼却処理量×排出係数	
	廃棄物	埋立	埋立処分量×廃棄物中割合×固形分割合×排出 係数	・一般廃棄物処理実態調査
		排水処理	し尿処理施設における年間処理量×排出係数 + 生活排水処理施設ごとの年間処理人口×生活排 水処理施設ごとの排出係数	
N ₂ O	農業	耕作	作付面積×排出係数（有機肥料） + 作付面積×排 出係数（化学肥料）	・作物統計
	廃棄物	焼却	一般廃棄物焼却処理量×排出係数	・一般廃棄物処理実態調査
		排水処理	し尿処理施設における年間処理量×排出係数 + 生活排水処理施設ごとの年間処理人口×生活排 水処理施設ごとの排出係数	

（注）印西市は栄町、白井市とともに「印西地区環境整備事業組合」を構成し、ごみ処理を行っているため、対象施設での処理量のうち印西市分を按分して計算した。

■ 国などと連携して進める対策による削減見込量の算定方法

部門	対策内容	算定方法
産業部門	省エネルギー性能の高い設備・機器などの導入促進	国の2030年度削減見込量(業種横断)×製造品出荷額比率(印西市/全国)×2018年度以降の削減効果比(12/18)+国の2030年度削減見込量(建設施工・特殊自動車使用分野)×建設業従業者数(印西市/全国)×2018年度以降の削減効果比(12/18)
	業種間連携省エネルギーの取組推進	国の2030年度削減見込量×全産業事業所数(印西市/全国)×2018年度以降の削減効果比(12/18)
	FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	国の2030年度削減見込量×全産業事業所数(印西市/全国)×2018年度以降の削減効果比(12/18)
業務その他部門	建築物の省エネルギー化	国の2030年度削減見込量×業務系延床面積比率(印西市/全国)×2018年度以降の削減効果比(12/18)
	高効率な省エネルギー機器の導入	国の2030年度削減見込量×業務系延床面積比率(印西市/全国)×2018年度以降の削減効果比(12/18)
	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	国の2030年度削減見込量×業務系延床面積比率(印西市/全国)×2018年度以降の削減効果比(12/18)
	BEMSの活用、省エネルギー診断等を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	国の2030年度削減見込量×業務系延床面積比率(印西市/全国)×2018年度以降の削減効果比(12/18)
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	国の2030年度削減見込量×業務系延床面積比率(印西市/全国)×2018年度以降の削減効果比(12/18)
家庭部門	住宅の省エネルギー化	国の2030年度削減見込量×人口比率(印西市/全国)×2018年度以降の削減効果比(12/18)
	高効率な省エネルギー機器の普及	国の2030年度削減見込量×人口比率(印西市/全国)×2018年度以降の削減効果比(12/18)
	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	国の2030年度削減見込量×人口比率(印西市/全国)×2018年度以降の削減効果比(12/18)
	HEMS・スマートメーター・スマートホームデバイスの導入や省エネルギー情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	国の2030年度削減見込量×人口比率(印西市/全国)×2018年度以降の削減効果比(12/18)
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	国の2030年度削減見込量×人口比率(印西市/全国)×2018年度以降の削減効果比(12/18)
運輸部門	次世代自動車の普及、燃費改善	国の2030年度削減見込量×自動車台数比率(印西市/全国)×2018年度以降の削減効果比(12/18)
	道路交通流対策	国の2030年度削減見込量×自動車台数比率(印西市/全国)×2018年度以降の削減効果比(12/18)
	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	国の2030年度削減見込量×自動車台数比率(印西市/全国)×2018年度以降の削減効果比(12/18)
	公共交通機関及び自転車の利用促進	国の2030年度削減見込量×人口比率(印西市/全国)×2018年度以降の削減効果比(12/18)
	トラック輸送の効率化、協働輸配送の推進	国の2030年度削減見込量×自動車台数比率(印西市/全国)×2018年度以降の削減効果比(12/18)
	モーダルシフトの推進	国の2030年度削減見込量×自動車台数比率(印西市/全国)×2018年度以降の削減効果比(12/18)
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	国の2030年度削減見込量×自動車台数比率(印西市/全国)×2018年度以降の削減効果比(12/18)
廃棄物分野	廃棄物処理における取組	国の2030年度削減見込量×自動車台数比率(印西市/全国)×2018年度以降の削減効果比(12/18)
横断的施策	再生可能エネルギーの最大限の導入	国の2030年度削減見込量×人口比率(印西市/全国)×2018年度以降の削減効果比(12/18)
	食品ロス対策	国の2030年度削減見込量×人口比率(印西市/全国)×2018年度以降の削減効果比(12/18)

あ行**●エコドライブ（p.14 掲載）**

「環境に配慮した自動車の使用」のことで、具体的には、やさしい発進を心がけ、無駄なアイドリングを止めることなどにより燃料の節約に努め、温室効果ガス排出量を減らす運転のこと。

●温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（p.93 掲載）

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づき、温室効果ガスを相当程度多く排出する者（特定排出者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付ける制度のこと。

か行**●カーシェアリング（p.54 掲載）**

登録を行った会員間で車を共有して使用するサービス。自動車保有台数の減少や燃費の良い自動車をシェアすることにより、環境負荷の低減につながることを期待される。

●環境家計簿（p.94 掲載）

家庭で使用したエネルギー量（電気・ガス・水道・ガソリンなど）を記録することで、排出したCO₂を算出できる環境版家計簿。消費者自らが環境についての意識をもって、生活行動の点検、見直しを継続的に行うことができ、市では、印西市版環境家計簿を広報及びホームページに掲載し、普及啓発を実施している。

●環境基準（p.24 掲載）

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準をいう。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、航空騒音、新幹線鉄道騒音及び土壤汚染に係る環境基準が定められている。ただし、底質のダイオキシン類に係る環境基準については、速やかに対応をとるべき基準であるとの解釈が国から示されている。

●気候変動の影響への適応（p.5掲載）

既に現れている、あるいは、中長期的に避けられない気候変動の影響に対して、自然や人間社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止めるための取組のこと。

●キンラン（p.41 掲載）

里山や山地の林などに生息する多年草で、4月から6月にかけて花が咲くラン科の植物。千葉県レッドリスト植物・菌類編（2017年改訂版）では「D：一般保護生物」に指定されている。

●空間線量率（p.48 掲載）

ある場所の時間当たりの放射線量のこと。ある場所における平均的な外部被ばく量を推測することができる。

●現状維持ケース(BAU) (p.88 掲載)

現状から特段の対策を行わない場合を想定した将来推計値のこと。BAUは「Business as Usual」の略称であり、「普段通りやっていること」という意味がある。

●光化学オキシダント (p.46 掲載)

自動車や工場・事業場などから大気中へ排出される窒素酸化物、揮発性有機化合物などが、太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こしてつくり出される物質の総称。光化学オキシダント濃度が高まった「もや」を光化学スモッグと呼び、目がちかちかする、のどが痛むなど人体への被害が生じる。

さ行**●サステナブル (p.66 掲載)**

「持続可能である」ことを意味する。将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような性質や状態のこと。

●シェアサイクル (p.96 掲載)

自転車を共同利用する交通システムのことで、利用者はどこの拠点(ポート)からでも借り出して、好きなポートで返却ができる新たな都市交通手段である。

●次世代自動車 (p.53 掲載)

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車などを指し、いずれも従来のガソリン自動車より走行に伴う二酸化炭素の排出量が少ない設計になっている。

●指定文化財 (p.25 掲載)

文化財保護法、文化財保護条例などにより規定された文化財。有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建物群のうち、特に重要で保存の必要があるものを指定し、保護と活用が図られているものを指す。

●スマートホームデバイス (p.94 掲載)

スマートホームシステム (IoT や AI 技術を活用し、快適な生活を実現する住宅システム) を構成するための機器や装置のこと。家庭に導入することで、電力管理や節電につながり、省エネ効果が期待される。

●スマートメーター (p.94 掲載)

通信機能を持った電気メーターのこと。従来型のアナログメーターでは月間の電気使用量のみ取得していたが、スマートメーターでは 30 分毎の電気使用量が取得できる。電気の使用形態を把握することが可能となり電気料金の抑制や節電に役立てることが期待される。

●生態系（p.5掲載）

あるまとまった地域に生息する生物全体とその地域を構成する環境が一体となったシステムを指し、池、森、山、海域などが、それぞれの生態系として扱われる。生物同士や生物と環境は相互に関係しており、開発などによる自然の改変は、そうした既存の生態系のバランスを崩してしまう恐れがある。

●生物多様性（p.9掲載）

多種多様な生きものが互いに関連しあいながら存在している状態のこと。種の多様性（多くの種が存在する状態）だけでなく、生態系の多様性（森林や河川など様々な環境が存在する状態）や遺伝子の多様性（同じ種の中にも形や色の個性がある状態）といった概念を含む。

た行

●ダイオキシン類（p.24 掲載）

単一の物質ではなく、複数の化学的化合物の総称。廃棄物の焼却、塩素によるパルプなどの漂白、または農薬などの化学物質を製造する際の副産物として非意図的に生成され、食物などを通じて生物の体内に蓄積された場合、発がんリスクの上昇や免疫機能の低下などを引き起こすことが懸念される。

●脱炭素化（p.11 掲載）

地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの排出を防ぐために、化石燃料からの脱却を目指すこと。かつて主流だった温室効果ガス排出量を低いレベルに抑える「低炭素化」に対して、さらに高い目標として「脱炭素化」が世界的な潮流となっている。

●多面的機能支払交付金（p.39 掲載）

水路、農道、法面などの農業を支える施設の保全管理に取り組む農業者や地域住民の共同作業に支払われる交付金のこと。

●地域森林計画対象民有林（p.40 掲載）

森林法に基づき策定された地域森林計画において森林整備及び保全の目標などの設定対象となっている民有林のこと。

●地下水涵養（p.104 掲載）

雨水・河川水などが地下の帯水層に浸透すること。近年は、市街地の表面がアスファルトやコンクリートに覆われて雨水が地下にしみこまなくなり、すぐに海へ流出してしまう現象が顕著になっている。

●地球温暖化対策（p.5掲載）

原因物質である温室効果ガス排出量を削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）「緩和」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する（または気候変動の好影響を増長させる）「適応」の二本柱がある。

●特定外来生物（p.41 掲載）

外来生物（海外起源の外来種）の中でも、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼす恐れがあるものの中から指定される。

●都市型公害（p.5掲載）

工場や事業場などに起因する産業公害とは異なり、都市化の進展や生活様式の変化などによって発生する公害のこと。自動車の排ガスによる大気汚染や自動車の騒音、生活排水による河川の水質汚濁などが挙げられる。

な行**●二酸化窒素（p.24 掲載）**

窒素酸化物の一種であり、自然界から放出されるほか、工場や事業場、自動車などにおける燃料の燃焼から発生する。炭化水素とともに太陽の紫外線により光化学反応を起こし、光化学オキシダントを発生させるため、光化学スモッグの原因ともなる。

●認定新規就農者（p.39 掲載）

新たに農業を始めるための青年等就農計画を市町村に認定され、その計画に沿って農業を営む者のこと。対象者は1. 青年（原則18歳以上45歳未満）、2. 特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満）、1,2の者が役員の過半数を占める法人のこと。

●認定農業者（p.23 掲載）

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者、農地所有適格法人（旧農業生産法人）のこと。認定を受けると金融や税制面などでメリットが得られる。

●農振農用地（p.23 掲載）

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の振興を図るため優良農地として守る必要のある農地を「農業振興地域内の農用地」として市が指定するもの。

●農用地区域（p.40 掲載）

農用地区域とは、農業振興地域内における集団的に存在する農地や生産性の高い農地など、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地のこと。

は行**●バイオマスエネルギー（p.95 掲載）**

動植物などから生まれた生物資源の総称であるバイオマスを原料として作られたエネルギーのこと。単なる燃焼による熱だけでなく、バイオマスの直接燃焼やガス化により得られた電気や、サトウキビやトウモロコシ、木材などのバイオマスを発酵させて製造するエタノールも含まれる。

●パリ協定（p.11 掲載）

2020年（令和2年）以降の気候変動問題に関する国際的な枠組であり、1997年（平成9年）に定められた「京都議定書」の後継に当たる。京都議定書と大きく異なる点として、途上国を含むすべての参加国に、温室効果ガス排出削減の努力を求めていることが挙げられる。

●フードドライブ（p.52 掲載）

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク団体などに寄付する活動のこと。

●浮遊粒子状物質（p.24 掲載）

大気中に存在する粒子状物質のうち、粒子の直径が10 μm （0.01mm）以下のものを指す。発生源は多種多様であり、自然界に由来するものは、地表から風に舞い上げられた土壌粒子や噴火に伴う火山灰、人工的なものでは工場や事業場などにおける燃料の燃焼によって発生する「すす」などが挙げられる。

●包摂性（p.31 掲載）

「包含、包み込む」ことを意味する。地域社会は様々な人によって構成されていることが自然であり、それぞれがその人らしい暮らしを築いていくことを実現していく社会の在り方を示している。

ま行

●マイクロプラスチック（p.10 掲載）

大きさが5ミリメートル（5円玉の穴）以下の小さなプラスチック類のこと。世界中の海などで見つかっており、多くは、製造されたプラスチックが自然環境中で破砕・細分化したもの（二次的マイクロプラスチック）。自然分解が難しく長い間環境に残り、回収が困難で、表面に有害物質を取り込みやすい性質を持つなど、生態系への影響が懸念されている。

●面源系（p.24 掲載）

湖沼の水質汚濁の原因の一つとされ、雨が降ることにより、道路や農地などから排出される汚れのこと。汚濁物質の排出ポイントが特定しにくく、面的な広がりをもつ市街地、農地、森林（基本的には自然負荷）からの負荷を指す。

や行

●遊休農地（p.23 掲載）

以前は農地だったものの、現在は耕作が行われていない土地を指し、中でも「かつて農地だったが現在農地として利用されておらず、今後も農地として利用される可能性も低い土地」と、「農地ではあるものの周辺の農地と比較したときに利用の程度が著しく低い土地」を指す。

●有害鳥獣（p.41 掲載）

生活環境、農林水産業、生態系へ被害を生じさせるか、その恐れがあり、各種の被害防止対策では十分でない場合、被害の防止軽減を図るために捕獲される野生鳥獣のこと。

ら行

●リサイクル（p.10 掲載）

廃棄物などを原材料やエネルギー源として有効利用すること。その実現を可能とする製品設計、使用済製品の回収、リサイクル技術・装置の開発なども取組として含まれる。

●リデュース（p.51 掲載）

製品を作るときに使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること。耐久性の高い製品の提供や製品寿命延長のためのメンテナンス体制の工夫なども取組として含まれる。

●リユース（p.49 掲載）

使用済製品やその部品などを繰り返し使用すること。その実現を可能とする製品の提供、修理・診断技術の開発なども取組として含まれる。

●緑陰空間（p.44 掲載）

樹木やつる性植物などの青葉の茂ったかげに覆われた空間のこと。

●緑化協定（p.44 掲載）

千葉県自然環境保全条例第 26 条に基づき、一定面積以上の工場、事業所、住宅用地等を対象とした敷地内に緑を確保するための協定のこと。

●緑地協定（p.44 掲載）

都市緑地法に基づき、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する内容を定める協定のこと。

●レジリエンス（p.9 掲載）

外から加えられたリスクやストレス（「外力」という）に対して対応しうる能力、災害外力による人的・経済的・社会的被害を最小化しうる能力のこと。

その他

●BEMS（p.26 掲載）

「Building Energy Management System」の略称であり、ビルや商業施設で使うエネルギーを節約するための管理システム。エネルギー消費量の「見える化」、各種設備・機器の自動制御をすることができる。

●BOD 濃度（p.24 掲載）

生物化学的酸素要求量のこと。水中の汚染物質（有機物）が微生物により酸化分解される際に必要な酸素量を示す。河川などの汚濁指標として用いられ、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。

●CCS (p.78 掲載)

「Carbon dioxide Capture and Storage」の略称であり、「二酸化炭素回収・貯蔵」技術と呼ばれる発電所や化学工場などから排出された CO₂を他の気体から分離して集め、地中深くに貯蔵・圧入する技術のこと。類似する用語に「CCUS」があり、こちらは分離・貯蔵した CO₂を利用するもので、例えば海外では、CO₂を古い油田に注入することで、CO₂を地中に貯留しつつ、油田に残った原油を圧力で押し出すというが行われている。

●COD 濃度 (p.46 掲載)

科学的酸素要求量のこと、水中の汚染物質(有機物)が過マンガン酸カリウムなどの酸化剤で酸化される際に必要な酸素量を示す。主に湖沼の汚濁指標として用いられ、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。

●COOL CHOICE (p.53 掲載)

温室効果ガスの排出量削減のために脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」をしていこうという取組のこと。

●FEMS (p.94 掲載)

「Factory Energy Management System」の略称であり、工場全体で使うエネルギーを節約するための管理システム。ピーク電力の調整や状況に応じた空調、照明機器、生産ラインなどの運転制御ができる。

●FSC 認証 (p.107 掲載)

適正に管理された森林から産出した木材などに認証マークを付けることによって、持続可能な森林の利用と保護を図ろうとする森林認証制度の一つ。FSC 認証は国際的な制度で、認証を受けた森林からの生産品による製品に FSC ロゴマークがつけられる。

●HEMS (p.26 掲載)

「Home Energy Management System」の略称であり、家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム。電気やガスなどの使用量の「見える化」や家電の自動制御ができる。

●ICT (p.42 掲載)

「Information and Communication Technology」の略称であり、インターネットや携帯電話の普及など情報通信技術(IT)が急激に進歩する中で、世代や地域を越えて人と人を結ぶなど「コミュニケーション」にも着目した用語のこと。

●pg-TEQ/m³ (p.24 掲載)

大気のダイオキシン類の毒性を表す際に用いられる単位のこと。TEQ (ティーイーキュー) は異性体によって毒性が大きく異なるダイオキシン類の比較評価を行うため毒性等価係数を乗じた毒性等量のこと。pg (ピコグラム) とは微量な物質の重さを表すときに用いられる単位で、1兆分の1グラム (10^{-12} g) を表す。

●PM2.5 (p.46 掲載)

「微小粒子状物質」とも呼ばれ、浮遊粒子状物質のうち、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ ($1 \mu\text{m} = 1\text{mm}$ の $1/1000$) 以下の小さいものを指す。粒径が小さく肺の奥深くまで入り込む恐れがあり、ぜんそくや気管支炎といった呼吸器系の病気のリスクを高めるなど、人体への様々な影響が懸念されている。

●SDGs(持続可能な開発目標) (p.2掲載)

「Sustainable Development Goals」の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標である。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。

●V2H (p.96 掲載)

「Vehicle to Home」の略称であり、電気自動車のバッテリーに蓄えた電気を家で使う仕組みおよびその名称のこと。

●ZEB (p.53 掲載)

「Net Zero Energy Building」の略称であり、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

●ZEH (p.53 掲載)

「Net Zero Energy House」の略称であり、外皮の断熱性能などを大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。

●2050年カーボンニュートラル (p.2掲載)

2050年までに温室効果ガスの排出を全体でゼロ (= 排出量から吸収量及び除去量を差し引いた合計をゼロ) にする、温室効果ガス排出量の将来目標のこと。

第3次印西市環境基本計画 令和4年3月

発行 印西市 環境経済部 環境保全課
〒270-1396 千葉県印西市大森 2364-2
TEL 0476-33-4491
H P <https://www.city.inzai.lg.jp/>